

第五十九回 帝國議會族院 米穀法中改正法律案特別委員會議事速記錄第七號

昭和六年三月二十三日(月曜日)午後一時

三十八分開會

○委員長(伯爵堀田正恒君) 是ヨリ本日ノ

會議ヲ開キマス

○子爵片桐貞央君 私ハ前回ニ米穀法ノ發

動ノ標準ニ付テ率勢米價ヲ御採リニナッタ

コトニ付テ政府ノ御意見ヲ伺ヒマシタ時

ニ、政府委員カラ細カク率勢米價ヲ採タ意

味ハ斯ウ云フ譯ダト云フ御説明ヲ願ヒマシ

タガ、大臣トシテ率勢米價ヲ、此標準ヲ御

採リニナッタ理由ヲ一應承ハッテ置キタイト

思ヒマス

○國務大臣(町田忠治君) 只今片桐子爵ノ

御質問ハ今般改正ノ最モ重大ナル點デアリ

マスルガ故ニ、大體私ヨリ申上げテ置キマ

ス、米穀ノ市價ヲ調節スル爲ニ、米穀法ニ

依ッテ米ノ買入又ハ賣渡ヲ行フ場合ノ基準

ヲ設ケルコトトスルニ付テハ、米ヲ商品ト

シテ取扱フコトニシマシテ、此價格ハ一般

物價ノ程度ヲ超エザル場合ニ調節スルヲ適

當ナリトスルト云フ說ガアルノデアリマ

ス、一般物價ト同ジ程度ヲ超エタル時ニ初

メテ調節スルガ適當ダト云フ說モアルノデ

アリマス、米穀調査會ニ於テハ、物價指數

ヲ以テ矢張リ基準トスベシトノ說ノアッタ

理由ガ茲ニアルノデアリマス、申スマデモ

ナク調査會ニ於テ、矢張リ物價指數ニ依ッ

テ、米ノ其平均シタモノニ依ッテ、米ノ買

上、賣渡ノ出動スルノガ一番良イト云フ議

論モアッタノデアリマス、併シ米ハ從來ノ物

價指數調ヲ見マシテモ、米價ノ指數ハ物價

ノ指數ニ比較シマシテ、概シテ高イ地位ヲ

保ッテ居ルノデアリマス、故ニ此米價ノ特性

ヲ尊重シマシテ、米價指數方物價指數ニ對

スル割合、即チ米價率ヲ算出イタシマシテ、

之ニ依ッテ最小二乗法ニ依ッテ其趨勢ヲ算出

スルコトニ依ッテ米價ヲ算出スル、即チ率勢

ノ資料トスルコトヲ適當ト認メタノデアリ

マス、而シテ基準決定ノ資料タル米穀生產

デスガ、米穀法第四條ノ米價ハ、東京及ビ

大阪ノ正米市場ニ於ケル價格ヲ標準トセラ

レルコトニナッテ居ルヤウデアリマスガ、是

ハ至極尤モノコトト思フノデスガ、其賣

買モ亦是等ノ正米市場ニ於テナサルト云

フコトガ米價調節ノ目的ニ最モ適フト思フ

ノデスガ、其點ニ付テ御意見ヲ伺ヒタイ

○國務大臣(町田忠治君) 御尤モデアリマ

ス、又左様ニ致シタコトモ從來アリマスガ、其處デ買入賣却ヲ致シテ居ルコトニナッテ

生産費ニ使ヒタイト云フ意味カラ出來テ居

リマンテ、近年農會、產業組合等ガ其要望

ガ多イノデアリマスルガ故ニ、出來ルダケ

中間商人ノ手ヲ經ズシテ直接生産者カラ買

ヒマシタ方ガ其目的ヲ達スルコトガ宜シイ

ト見マシテ、全部デハアリマセヌガ、希望

ニ適當ナルモノ、之ヲ言ヒ換ヘテ申シマス

モ、直線式ノ方ハ米價ノ趨勢ニ近キヲ得ル

ニ適當ナル考ヘマシテ、此直線式ヲ用ヒタ次第

デアリマス、參考等ニ付キマシテノ詳細ハ

政府委員カラ先日來說明申シテ置キマシタ

カラ茲ニ省キマシテ、大要率勢米價ヲ暫定

時ニ用ヒル理由、茲ニ率勢米價ヲ見出ス大

體ノ方法ニ付テ、片桐子爵ノ御質問ノ機會

ニ今ノ點ヲ申添ヘテ置キマス

○湯川寛吉君 チョット大臣ニ伺ヒタイノ

ネノ通り、主要ナル正米市場ノ値段ヲ考慮

イタシマシテ、買上、賣却等ヲ致スノデゴザ

イマス、從ヒマシテ、其正米市場所在ノ大

市場ニ於テ賣買ヲ致スノハ當然デゴザイマ

スガ、唯正米市場ヲ組織イタシテ居リマスル

米穀商ダケカラ買フ、又其處ニノミ掛ケマ

シテ賣ルト云フコトハ、只今マデ致シテ居

リマセヌ、ソレ等ノ市場及ビ其外ノ大集散地ニ國營ノ倉庫ガ設ケテゴザイマス、其處ガ米穀買入賣却ノ事務所ニ相成リマシテ、

居ルノデアリマス、倉庫ナクシテ賣却買入ヲヤッテ居リマスモノハ、從來デハ仙臺及ビ小樽ノ二箇所デゴザイマス、其以外ハ米穀事務所所在地デヤッテ居リマス次第デアリマス、即チ國立倉庫所在地デヤッテ居リマス、而シテソレ等ハ何レモ東京、大阪ノ大正米市場ニハ及ビマセヌデモ、相當ノ米穀ノ集散地デアリマスカラ、米穀商ガ多數居リマシテ、賣買共ニ之ニ對シマシテ應募ヲ致シ得ル機會ヲ與ヘテ居ルノデゴザイマス、大臣ノ申サレマシタノハ、其場合ニ於ケル應募ノ申込ヲ、コチラガ契約ヲ致シマスルノニ付テ、生産者ニ多少ノ優先權ヲ認メテ、生産者ノ分ヲ満足ヲシタ後ニ、他ノ商人ノニ及ブト云フコトニシテ居ル場合ガアルコトヲ申サレタ譯デアリマシテ、大市場ノ正米商人ハ市場デコソ賣買ハ致シマスケレドモ、事務所ニ參リマシテ之ニ與テ居ルノガ現狀ノ取扱ニナッテ居リマス

○湯川寛吉君 サウシマスルト、中央市場

ト云ヒマスカ、是等ノ中央市場ダケデ賣買ヲスルト云フコトニナリマスト云フト、弊害ガアルトカ、又只今御話ニナッタヤウニ、

地方デ買フコトニスル方ガ此調節ノ目的ヲ

アルノデゴザイマスカ、弊害ガアレバ其弊

害……ソレカラ今御話ノヤウナ方法ハ、斯ニ云フ米價ノ調節ニ付テ目的ヲ達スルノニ、中央市場ダケデ賣買スルヨリハヨリ好イ結果ヲ得ラレルト云フ御話デゴザイマスガ……

○政府委員(石黒忠篤君) 東京、大阪ノ大市場ダケデ買ヒマスト云フト、買上ゲノ場合ニ於キマシテハ、其處ニ於テ買上ゲヲ致シマスル數量ガ非常ニ大キク割當ニナル、ソレニ對シマシテ全國カラ商人ガ取寄セマスル米、又ハ生産者ガ委託ヲシテ賣出シテ參リマス米ガ、ソレノ何倍カ餘計ナモノガ集中ヲスルト云フヤウナコトデアッテ、數量ノ大イダケ、ソレダケ市場ニ對シマスル應募漏レ米モ相當アルト云フヤウナ事情ノ時モアルノデゴザイマス、サウ云フコトモ考へナケレバナラヌト思ヒマスカラ、其點ニ十分ナル譯デゴザイマス

○委員長(伯爵堀田正恒君) 別段外ニ御質問ガナケレバ……大體御質問ハ盡キタヤウデゴザイマスガ、質問ハ本日は終了シタモノト致シテ宜シウゴザイマスカ

(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○委員長(伯爵堀田正恒君) ソレデハ質問ハ終了イタシタモノト認メマス、直ニ討論ニ入りマスルガ、農林大臣ガ御見エニナル迄、暫時休憩シテ如何デス

(「賛成」ト呼フ者アリ)

○委員長(伯爵堀田正恒君) デハ是デ暫時休憩イタシマス

午後一時五十五分休憩

○委員長(伯爵堀田正恒君) 是ヨリ開會イ

ス

スノデ、非常ニ高値ヲ抑ヘマスノニ都合ノ好イ時モゴザイマスガ、餘リ又一方ニ偏シテ外方ニ分散シタ方ガ宜イ場合モアル、ソレ等ノコトモ考ヘマシテ、先づ只今ノ農林省ノ考ト致シマシテハ米穀倉庫ノ所在地タル東京、大阪、博多、門司、名古屋、新潟、大阪ハ同時ニ神戸モ含ンデ居ルガ、ソレ等ノ市場ニ於テヤルコト、賣買イタスコト、次ニハ小樽ヲモ附加ヘテヤルコトガ、大體ソレ等ノ點ニ於テ、ヨリ適當ダト考ヘテ居ル譯デゴザイマス

○委員長(伯爵堀田正恒君) 別段外ニ御質問ガナケレバ……大體御質問ハ盡キタヤウデゴザイマスガ、質問ハ本日は終了シタモノト致シテ宜シウゴザイマスカ

(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○委員長(伯爵堀田正恒君) ソレデハ質問ハ終了イタシタモノト認メマス、直ニ討論ニ入りマスルガ、農林大臣ガ御見エニナル迄、暫時休憩シテ如何デス

(「賛成」ト呼フ者アリ)

○委員長(伯爵堀田正恒君) デハ是デ暫時休憩イタシマス

午後二時十八分開會

ス

タシマス、討論ニ入リマス

○子爵土岐章君 私ハ從來度ニ政府ニ對シテ米穀法ノ運用ニ付テハ、食糧問題ノ根本ニ基礎ヲ置イテ運用ヲ願ヒタイト云フコトヲ申シマシタガ、即チ其點ハ、米ノ利用厚生ト云フ點ニ對シテ、將來十分ナル御研究ヲ御進メ下ステ、サウシテ今日ノ如キハ米ノ非常ニ生產豊富デアル時代デアリマスガ、又非常ニ少イト云フ場合モ考ヘナケレバナラヌト思ヒマスカラ、其點ニ十分ナル御留意ヲ願ヒタイト云フコトヲ此際申上げ置キマス

○田村新吉君 私ハ質問ノ節ニモ申シタノデアリマスガ、此第五條ニ、最低最高價格ヲ定メルニハ、生產費、家計費並ニ率勢米價ヲ基礎トシテ算定シテ決スルコトニナッテ居ルノデアリマス、然ルニ生產費及家計費ハ調査未了デアリマスノデ、當分指數ニ依ル所ノ率勢米價ノミヲ基礎トシテ算定セラルコトニナッタノデアリマス、是ハ當座ノ間ニ合セデ、先刻大臣ガ申サレテ居タ中ニモアリマシタガ、是ハ眞ニ暫定的ノモノデアリマスカラ、當分率勢米價ニ依ルト云フ、此當分ト言ハレル所ノ其期間ハ能ウ限リ短縮スベク努力セラレンコトヲ希望イタシマ

○絲原武太郎君 私ハ朝鮮米ノ内地移入ノ點ニ付キマシテ申上ゲテ置キタイト思ヒマス、御承知ノ如ク朝鮮米ガ内地へ多量ニ一時ニ移入イタシマスト云フコトハ、頗ル内地米ノ米價ニ變動ヲ及ボシマシテ、極端ニ申シマスト脅威ヲ及ボスト申シテ差支ナイト思ヒマス、併ナガラ朝鮮ニ致シマシテモ我帝國內ノ領土デアリマシテ、是ガ産業ノ主ナル米作ノ方面ニ付キマシテ兎ヤ角申ス譯デハゴザイマセヌガ、此移入ノ統制ノ宜シキヲ得ナイト云フコトニナリマスト、假令米穀法ガ施行ニナリマシテモ其米價ニ相當ナ影響ヲ及ボシマスコトハ論ノナイ次第デゴザイマシテ、現在ノ狀況ニ依リマシテモ、昨年以來米穀調査會ニ於キマシテモ御議論ガ此點ニ付キマシテモアリマシテ、御答申ニモナッテ居リマスルシ、尙又帝國農會方面ニ於キマシテモ、縣農會長會ニ於キマシテモ、是ガ移入統制ト云フコトニ付キマシテハ、必要アルト云フコトニナッテ居ルノデゴザイマス、此委員會ニ於キマシテモ此點ニ付キマシテ色ミ御質問ガアリマシタ、之ニ對シマシテ政府當局ニ於カレマシテハ種々此點ニ付キマシテ御考慮ニナリマシテ、ソレゾレノ手段ヲ御講ジニナッテ居リ

マスト云フコトハ、能ク承知イタシテ居リマスノデアリマス、近來大量移入ト云フコトハ想像セラレマスルケレドモ、之ニ反シマシテ各港ニ向ヒマシテノ少量移入ト云フモノハ、數ガ非常ニ増加シテ參リマシタ、此爲ニ關西地方ノ生産地ハ此少量移入……各港ニ移入イタシマスル爲ニ相當ナ米價ニ打擊ヲ受ケテ居ルヤウナ事實ガアルノデゴザイマス、此移入統制ニ付キマシテハ今後一層政府ノ方ニ於キマシテ御留意ニナリマシテ、ソレゾレノ適當ナ方法ヲ御講ジニナシテ、ソレゾレノ適當ナ方法ヲ御講ジニナシテ、出來秋ニ於キマシテ一時ニ大量移入ト云フコトニ付キマシテハ、何卒特別ナ御考慮ヲ御願ヒ致シタイト思ヒマス、尙ホ又總督府ニ於キマシテモ、相當ナ米、穀ト云フ方面ノ貯藏ト云フコトニ付キマシテモ、御考慮ヲ拂ツテ御計畫ニナッテ居ルヤウデゴザイマスルガ、私カラ見マスルト、此シテハ色ミ議論ガアリマシテ、此統制ト云ト云フ方面ノ貯藏ト云フコトニ付キマシテモ、御考慮ヲ拂ツテ御計畫ニナッテ居ルヤウデゴザイマス、此委員會ニ於キマシテモ此點ハ必要アルト云フコトニナッテ居ルノデゴザイマス、此委員會ニ於キマシテモ此點ニ付キマシテ色ミ御質問ガアリマシタ、之ニ對シマシテ政府當局ニ於カレマシテハ種々此點ニ付キマシテ御考慮ニナリマシテハ朝鮮ソレ自體ノ米價ノ暴騰暴落ヲ防ギ得ル朝鮮ソレ自體ノ米價ノ保護ニモナリマスト共ニ、

トガ、當局ニ於キマシテ御注意ニナッテ居リ、ナルドウゾ御考慮ノ結果、御計畫ヲ御願ヒ致シタイト思ヒマス
○男爵三須精一君 私ハ此米ノ豐凶ノ大勢面ガ行ハレテ居ルモノデヤナイカト云フコト云フモノハ、決シテ米穀法バカリニ依ツテ之ヲ左右サレルコトハ出來ナイト思ヒマス、是ハ單ニ當事者竝ニ生産者ノ苦痛ヲ幾分カ緩和シテ、餘リ苦痛ヲ感ゼシメナイヤウニト云フ位ノ程度ト私ハ思テ居リマス此度ノ改正法律案ト云フモノハ、長間間權威者ガ研究ノ結果、兎ニ角米穀法トシテハ一層ノ進歩ト認メテ居リマス、併ナガラ其生産費、家計費ト云フモノノ調査ト云フコトハ非常ニ綿密ナル所ノ御注意ト、サウシテ十分ナル御監督ノ下ニヤッテ戴カナケレバ、此使命ヲ果スコトハ出來ナイグラウト需給調節特別會計法改正法律案ニ於キマスリノ八千万圓ノ問題ニ付キマシテハ、更ニ十分ナル御注意ト適當ナル考ヲ以テ御ヤリニナルコトハ言フ迄モアリマセヌガ、兎シテ居リタルハ頗ル遺憾ニ堪ヘス政府ハ今後用ニ付将来深甚ノ注意ヲ拂ハソコトヲ政府ニ警告セリ然ルニ爾來僅々二年ニシテ今復八千万圓増額ノ已ムナキニ至リタルハ頗ル遺憾ニ堪ヘス政府ハ今後

二、第五十六議會ニ於テ米穀資金七千万圓ノ増額ヲ議決スルニ當リ米穀法ノ運用ニ付将来深甚ノ注意ヲ拂ハソコトヲ望ム其ノ過ヲ三タビセザランコトヲ望ムニ角此根本問題トスル所ノ、今迄ノ一億五千万圓ノ此損失ト云フモノ、竝ニ今後ニ於テ此儘ニシテ置ケバ必ズ又損失ト云フモノハ出ルノデアリマス、故ニ成ルベク當局トニ陷リタルノ感ナキヲ得ズ今米穀法ノ改

正ニ依リ調節賣買ニ一定ノ基準ヲ設クル

以上ハ將來ノ買換ハ一層規律アルモノナ

ラサルヘカラス之カ爲メニハ施行命令

中ニ適當ノ規定ヲ設ケンコトヲ望ム

三、米穀生產費及家計費ト率勢米價トヲ

對比シテ調節基準ヲ定ムル場合ニ當リ

其ノ組合ハセノ割合ニ於テ偏重偏輕ナ

キヲ期センコトヲ望ム

是ダケデゴザイマス、尙ホ先刻來討議ニ當テ皆サンカラ御述ベニナリマシタコトハ何レモ私贊成デアリマス

○子爵片桐貞央君 私モ色ニ意見ヲ持テ居リマスガ、皆サンカラ御意見ノ御陳述ガ

ゴザイマシタノデ、私ノ意見モ盡シテ居ルカト考ヘマス、仍テ此處デ重ネテ意見ハ陳述イタシマセヌ、只今又上山君カラ希望條件ノ御陳述ガゴザイマシテ、私ノ持ッテ居ル意見モ其中ニ十分入テ居ルコトト存ジマスノデ、上山君ノ今御提出ニナリマシタ希望決議ヲ、委員會ノ希望決議トシテ委員長ノ御報告ニナルコトヲ希望イタシマス、此意味ニ於テ私ハ只今提案ニナツテ居リマス議案ニ贊成ノ意ヲ表シマス

○本山彦一君 私モ贊成イタシマス
○男爵足立豊君 私モ只今上山委員ヨリ提出サレマシタ希望條件ニ贊成スル者デアリ

マス

○橋本圭三郎君 贊成

○木場貞長君 贊成

○男爵今枝直規君 贊成

○委員長(伯爵堀田正恒君) ソレデハ討論ハ是デ終結シタモノトンテ宜シウゴザイマス

○委員長(伯爵堀田正恒君) ソレデハ討論

スカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕

○委員長(伯爵堀田正恒君) 討論ノ際ニ上山君カラシテ、委員會ノ希望決議トシテ委員長ヨリ報告スル、希望決議ノ文案ハ先程

上山君カラ御讀ミニナリマシタガ、採決ニ當リマシテ、再び讀上ゲル時間ヲ省略イタシマシテ宜シウゴザイマスカ

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵堀田 正恒君

副委員長 橋本圭三郎君

委員 侯爵松平 康昌君
子爵片桐 貞央君
子爵土岐 章君
木場 貞長君
上山満之進君
男爵今枝 直規君
男爵足立 豊君
男爵三須 精一君
湯川 寛吉君
本山 彦一君

期間ト云フコトガ、隨分一般ニ世間デハド

ウ云フコトニナルノデアラウカ、是ノ非常

ニ長イト云フコトハ不安デアルト云フ念ヲ

持テ居リマス、若シ此點ニ付テ、委員長ノ

報告ガアリマス時ニ加ヘラレマスナラバ非

常ニ結構ト思ヒ、マス

○委員長(伯爵堀田正恒君) 私モ御同感デ

ゴザイマシテ、報告ノ際ニ申述ペル積リデ

居リマス、是デ散會イタシマス、色ニ御迷惑ヲ掛ケマシテ有難ウゴザイマシタ

農林省農務局長 石黒 忠篤君

農林書記官 荷見 安君

拓務政務次官 小坂 順造君

政府委員

大藏政務次官 小川郷太郎君

農林省農務局長 石黒 忠篤君

農林書記官 荷見 安君

拓務政務次官 小坂 順造君

國務大臣

農林大臣 町田 忠治君

本間千代吉君

田村 新吉君
佐藤 信古君
絲原武太郎君

米價ノミヲ基礎トシテ算定スル、其當分ノ